

南伊豆町後援名義の使用に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町の後援名義の使用に関し必要な事項を定め、もって事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、主催者の実施する事業の趣旨に町が賛同し、名義貸与の協力を行うことをいう。

(後援の基準)

第3条 町が後援を行う事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は学校の連合体
- (3) 公益法人又は公共的団体
- (4) 教育、文化、スポーツ団体又は学術研究機関
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める団体又は個人

2 町長は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認められる事業に対しては、後援を行わない。

- (1) 専ら主催者の営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の宗教団体、政党又はこれらの外郭団体の活動若しくは特定の宗教若しくは政党のための活動と認められる事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 参加者が団体の会員等に特定された事業
- (5) 町の方針及び施策に反する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が後援することを不相当と認める事業

(申請)

第4条 町の後援を受けようとする者は、事業が実施される14日前までに、南伊豆町後援名義使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施要綱、募集要項その他事業の内容が分かる書類
- (2) 収支予算書（参加料等を徴収する場合）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(許可の通知)

第5条 町長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは南伊豆町後援名義使用許可通知書（様式第2号）を、不相当と認めたときは南伊豆町

後援名義使用不許可通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の許可について必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（遵守事項）

第6条 前条第1項の許可通知書を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 南伊豆町後援名義使用許可申請書に記載された範囲を超えて、後援名義を使用しないこと。

（2） 事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

（3） 事業内容を変更し、又は中止する場合は、速やかに町長に届け出ること。

（実績報告）

第7条 事業実施者は、事業が終了したときは、速やかに南伊豆町後援名義使用実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 収支決算書（参加料等を徴収する場合）

（2） その他町長が必要と認める書類

（許可の取消し）

第8条 町長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用許可を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により後援名義の使用許可を受けたとき。

（2） 許可に当たって付した条件に違反したとき。

（3） 後援名義の使用にふさわしくない行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により後援名義の使用許可を取り消した場合は、南伊豆町後援名義使用許可取消通知書（様式第5号）により事業実施者に通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。